

👉 気をつけて

2022. 3

成年年齢引き下げ特集号！ ～ 18歳から大人に～

トラブル注意

2022 年 4 月から成年年齢引き下げ！

◆若者を狙った消費者トラブルに注意◆



こんなトラブルに注意！若者に多いトラブル事例

①マルチ商法 ～知人から誘われて～

高校の先輩から誘われてファミレスに行くと、儲かる話があると言われた。勧められるままに消費者金融でお金を借りて、高額な競馬用投資ソフトを購入。言われたようには儲からず、借金が払えない。

②ネットショッピング ～定期購入トラブル～

SNS を見ていたら「初回 5 0 0 円」との広告が出てきた。1 回だけ試しに化粧品を注文したが、後から 4 回必ず購入しなければならない「定期購入」の契約だとわかった。4 回購入すると総額は 4 万円となり、高額で支払えない。

民法改正により成年年齢が18歳に！

2022年4月より、成年年齢が18歳に引き下げられます。
成人になると「**未成年者契約の取り消し**」ができなくなります。
悪質業者は、**社会経験が少ない**、成人になったばかりの人を
ターゲット に狙ってきます!!

成人になるのはいつから？

飲酒や喫煙、競馬・競輪などはこれまで同様、20歳にならないとできません



生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

トラブルにあわないためには



● 契約するときは慎重に！

親の同意がなくても自分の判断で契約できますが、責任が求められます。よく考えて契約しましょう。

● 早めに相談する！

困ったときはひとりで悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

《お問合せ・ご相談は》

伊達市消費生活センター（伊達市役所1階）

☎ 024-574-2233